

熊取町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊取町マスコットキャラクター「ジャンプ君」及び、熊取町「町の鳥」マスコットキャラクター「メジーナちゃん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸し出すことにより、町を広くPRするため、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象行事)

第2条 着ぐるみの貸出の対象行事は、次のとおりとする。

- (1) 町政連絡事務嘱託員規則(昭和51年規則第14号)別表に定める地区をはじめ、主に町内で公益的活動を行う団体が開催する行事のうち、収益をあげることを主たる目的として開催するものでない行事
- (2) 町内に事業所のある民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町のPRに資する行事等町が公益的観点から適当と判断できる行事

(貸出の申請)

第3条 着ぐるみの貸出を希望する者は、貸出を受けようとする期間(以下「貸出期間」という。)の初日から起算して2月前の日から1週間前の日までに、マスコットキャラクター着ぐるみ貸出許可申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して町長に提出し、その許可を受けなければならない。

(貸出の許可)

第4条 町長は、前条の申請があったときには、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を許可するものとする。

- (1) 町の業務に支障を及ぼすとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教法人を支援し、または公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (4) 町の信用又は品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (5) 営利目的の活動に利用するとき。
- (6) 着ぐるみの管理上支障があるとき。
- (7) 熊取町暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第1号から第3号までの規定に該当するとき。
- (8) マスコットキャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が貸出について適当でないと認めるとき。

2 前項の許可は、マスコットキャラクター着ぐるみ貸出許可書(様式第2号)により行うものとする。

(貸出料金)

第5条 着ぐるみの貸出は、財産交換等条例(昭和39年条例第1号)第7条の規定に基づ

き、無償とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、使用する行事等に必要最小限の期間とする。ただし、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみ使用マニュアルを遵守すること。
- (2) 許可を受けた用途にのみ使用すること。
- (3) 貸出期間を遵守し、返却日までに遅滞なく返却するとともに、返却時にマスコットキャラクター着ぐるみ使用報告書(様式第3号)を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しをしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が付した条件に従って使用すること。

(許可の取消し)

第8条 使用者が前条に規定する事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱に違反したときは、町長は貸出の許可を取り消すとともに、以後の貸出を許可しないものとする。

2 前項の場合において、貸出の許可を取り消された者は、直ちに着ぐるみを町に返還しなければならない。

3 第1項の規定により、貸出の許可が取り消された者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 使用者は、着ぐるみを汚損又は棄損した場合は、速やかに町長に報告するとともに、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで損傷している場合は、町長は使用者に対し実費弁償を請求することができる。

(免責)

第10条 着ぐるみの使用により使用者又は第三者が被った損害については、町はその責めを負わないものとする。

(施行細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年8月3日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。